

○飯塚市県外医療機関定期予防接種助成金交付要綱

平成21年8月25日

飯塚市告示第206号

改正 H26-23、H30-19

(趣旨)

第1条 定期予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により行われる予防接種のうち、同法第2条第2項に規定するA類疾病に関するものをいう。以下同じ。)の接種を勧奨し、疾病の発生及びまん延を予防するため、県外の医療機関で接種する定期予防接種の接種料について、助成金を交付するものとし、その交付に関しては、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(H26-23、H30-19一改)

(助成金の対象者)

第2条 助成金の対象者は、市内に住所を有する者で県外の医療機関で定期予防接種を接種したものとする。

(定期予防接種の内容)

第3条 助成金の対象となる定期予防接種は、市が社団法人福岡県医師会(昭和22年11月1日に社団法人福岡県医師会として設立された法人をいう。以下「医師会」という。)に委託して実施する定期予防接種に準ずるものとする。

(県外の医療機関)

第4条 助成金の対象となる県外の医療機関は、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条の規定により告示された予防接種を行う医師の所属する医療機関とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予防接種の種類に応じ、県外の医療機関で接種した定期予防接種の接種料又は県外の医療機関で接種した日の属する年度における市と医師会との委託契約による定期予防接種の接種料に相当する額のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 申請者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 県外で予防接種した医療機関の領収書の写し
- (2) 定期予防接種に係る予診票又は同票の写し

2 申請書の提出は、接種日から4月以内に行わなければならない。ただし、市長が

特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第7条 この告示に定めるもののほか、助成金の交付申請に係る申請書等の様式その他の助成金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日以後の定期予防接種の接種から適用する。

附 則(平成26年1月28日 告示第23号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成30年1月29日 告示第19号)

この告示は、告示の日から施行し、平成29年4月1日以後の定期予防接種の接種から適用する。